

令和7年4月28日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課
担当：柴田（電話 972-2516）

子ども青少年局公所における個人情報の漏えいについて

このたび、子ども青少年局公所において、個人情報の漏えいがありましたので、ご報告します。

記

1 概要

令和7年4月25日、名古屋市あけぼの学園において、入所児童Aさんが自宅へ一時帰省する際、Aさんの迎えのために来所したAさんの保護者に別の入所児童Bさんの愛護手帳（注）をお渡ししていたことが、毎日実施している手帳等の保管状況の確認の中で判明しました。

2 漏えいした個人情報

Bさんの氏名、入所前の住所、生年月日、性別、手帳交付番号、手帳交付日、障害の種別、障害の程度（療育判定）、判定年月日、判定機関、次期判定時期及びBさんの保護者の氏名及び住所

3 対応

4月26日にAさんの自宅へ職員が出向き謝罪をするとともにAさんの手帳をお渡しし、Bさんの手帳を回収しました。同日、Bさんの保護者に電話にて経緯を説明のうえ謝罪をし、その後Bさんに謝罪をしました。

4 原因

家庭帰省をするにあたって、保護者にお渡しする書類を事前に準備する際、誤りがないか職員複数での確認が徹底されていませんでした。

また、受取人に個人情報を含む書類を渡す際、職員と受取人で相互に個々の書類の確認を行う手順になっていましたが、個々の書類の確認をせず受領書にサインをもらっていました。

5 再発防止策

個人情報を含む書類を関係者に渡す際は、事前準備の段階で複数の職員による確認を行い、受取人に渡す際にも、職員と受取人で相互に個々の書類について誤りがないか確認することを徹底します。

また、職員全員に対し、個人情報保護の重要性について、改めて周知するとともに、再発防止について、注意喚起を行いました。

（注）愛護手帳（療育手帳）とは、知的障害があり日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある方に交付される手帳です。